

大宮保育園の民間移管に向けた 取組について



【日時】令和2年8月5日（水）

第1部：午後4時30分～

第2部：午後5時30分～

【場所】大宮保育園 リズム室

奈良市子ども未来部
子ども政策課

本日の説明会の内容

- ① 奈良市の現状とこれまでの取組状況
- ② 大宮保育園の再編実施方針
- ③ 民間移管に向けた今後の取組について
- ④ 奈良市幼保施設運営事業者選定委員会について
- ⑤ 募集要項（案）について
- ⑥ 応募資格（案）について
- ⑦ 三者協議会について
- ⑧ 引継保育・共同保育について
- ⑨ 民間移管後の市の取組について

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

背景

- 急激な少子化の進行
- 教育・保育ニーズの多様化

課題

- 市立幼稚園の園児数の減少
- 保育園の待機児童
- 市立幼稚園、市立保育園の施設の老朽化
- 人的な限界等によりサービスアップが困難

めざす姿

目標

- ⇒ 適切な集団規模での教育・保育の実施
- ⇒ 希望される幼稚園利用、保育園利用ニーズを踏まえた量の確保
- ⇒ 様々な教育・保育ニーズに 대응することができるよう施設の運営管理の改善

① 奈良市の現状とこれまでの取組状況

本市では、市立幼保施設が抱える課題を解決するため、平成25年に計画を策定しました。

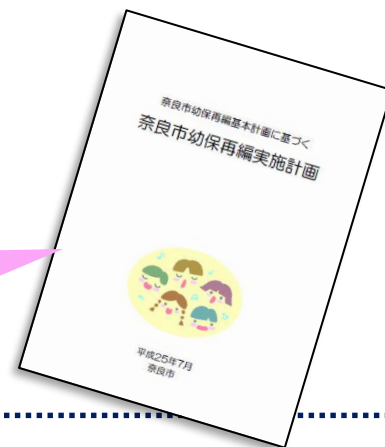
奈良市幼保再編基本・実施計画

本市では、

- ①市立幼稚園と市立保育園を一体化（統合再編）
- ②民間活力を最大限に活用（民間移管）

これらを2本柱として再編を計画的に進め、市立幼保施設が抱える課題を解決します。

市立幼保施設が抱える課題を解決することにより、市民の皆様がこれからもずっと、「本当に安心して子どもを生き育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりを実現したいと考えています。

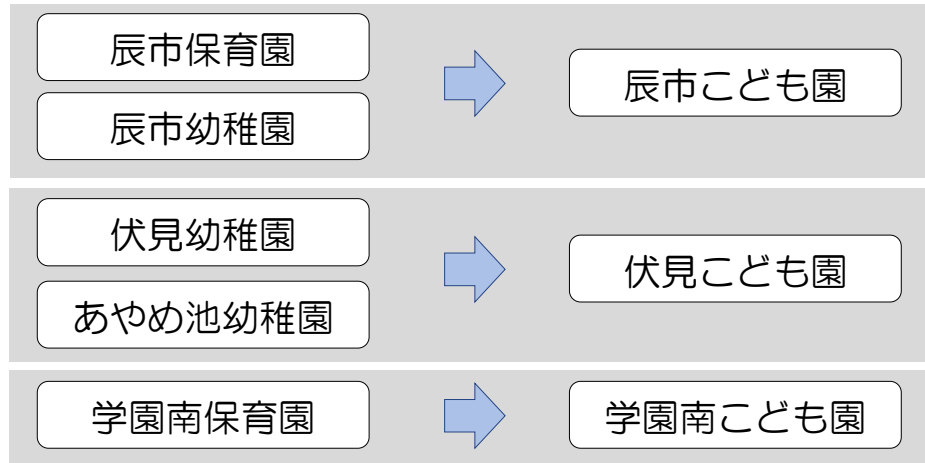


①奈良市の現状とこれまでの取組状況

現在、奈良市では「奈良市幼保再編基本計画及び実施計画」に基づき、以下の統合再編・民間移管に取り組んでいます。

① 統合再編

[平成31年4月]

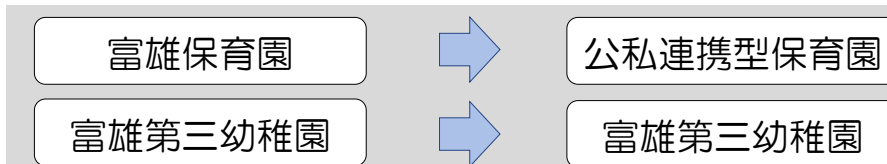


② 民間移管

[令和2年4月]



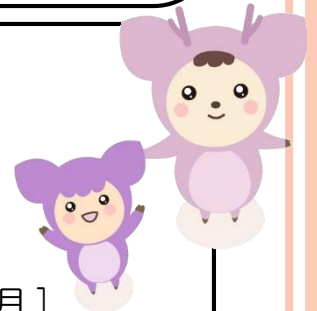
[令和3年4月]



[令和4年4月]

公私連携幼保連携型
認定こども園

※富雄保育園・富雄第三幼稚園については、令和3年4月に富雄保育園を単独で公私連携型保育所として民間移管、その後公私連携幼保連携型認定こども園へ移行、富雄第三幼稚園を施設統合



② 大宮保育園の再編実施方針

大宮保育園については、令和4年4月より
民間移管し、「公私連携型保育所」へ移行します。

大宮保育園の再編方針



公私連携型保育所とは
(児童福祉法第56条の8)

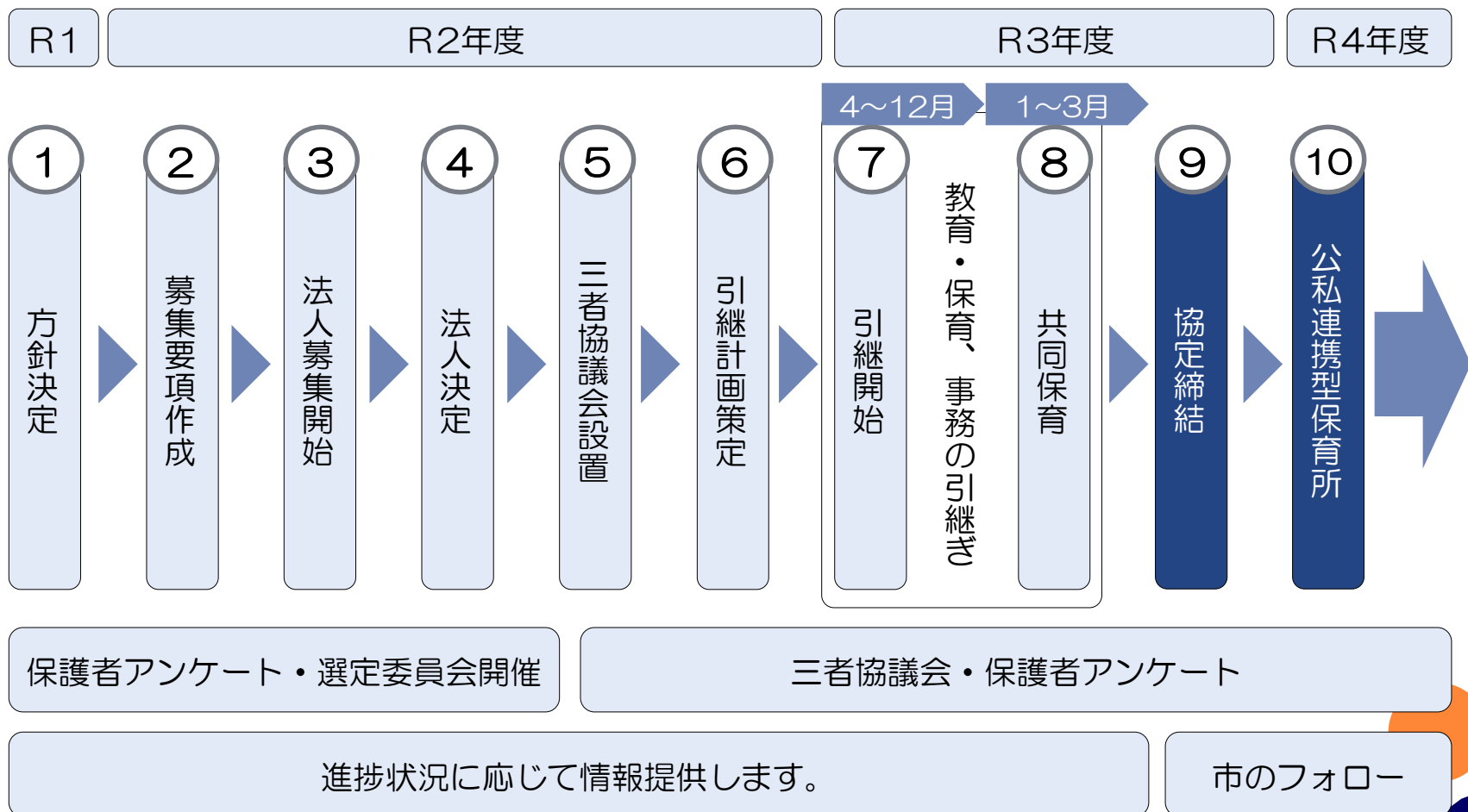
市町村の設備等^①を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、または譲渡することができるという、設置促進のための移管先法人へのインセンティブを与える一方で、民間移管後も協定に基づいた運営がされているか、市町村が指導監督でき、教育・保育の質の担保ができるという制度です。



③ 民間移管に向けた今後の取組について

民間移管に伴う園児への影響を最小限にするとともに、保護者の不安を解消するため、慎重に取り組みを進めていきます。

民間移管に向けたスケジュールイメージ



③ 民間移管に向けた今後の取組について

令和2年度の取組予定（移管先法人選定）

● 移管先法人の選定

- 移管先法人の選定にあたっては、公平性・透明性・専門性を担保するため、学識経験者等から構成される「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」を開催し、選定委員会の審査結果を基に、移管先法人を決定します。

（奈良市及び選定委員会の役割）

[募集要項の策定]

募集条件、選定条件等、募集要項の内容を決定します。

[応募法人の審査]

書類審査及びヒアリング審査のほか、応募法人が運営する施設の現地視察を行います。



④ 奈良市幼保施設運営事業者選定委員会について

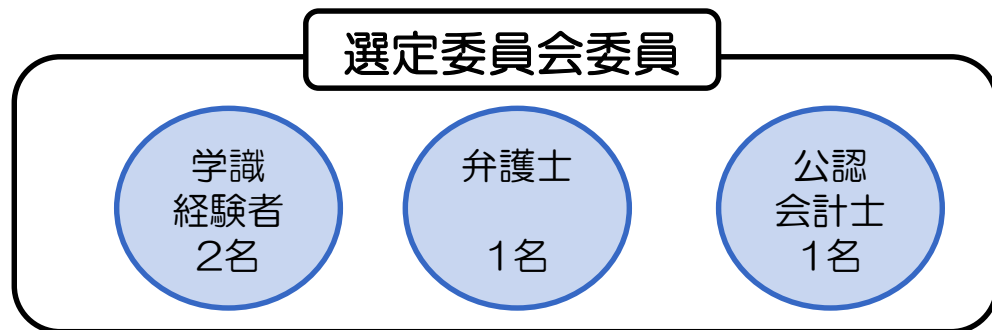
● 奈良市幼保施設運営事業者選定委員会について

【委員会の役割】

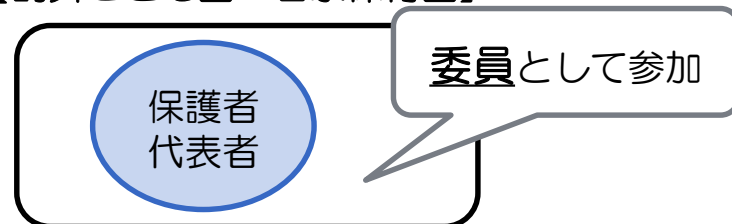
民間移管に係る法人の選定を透明性・公平性のある適正なものとするため、第三者からなる奈良市附属機関設置条例に規定された市長の附属機関であり、法人の募集要項策定、応募法人の審査、それらの順位の決定等を行います。

【保護者の関わり（案）】

募集要項の作成にあたり、要望事項等を募集要項に反映させるため、保護者の代表者を委員、または関係者として意見をお聞かせいただくなど、今後保護者会の皆様とも協議しながら検討していきたいと考えています。



【鶴舞こども園・右京保育園】



【富雄保育園・富雄第三幼稚園】



※園職員も事務局として参加します。

④ 奈良市幼保施設運営事業者選定委員会について

審査方法（案）について

項目	審査方法	審査内容
第一次審査	書類審査	法人の基本理念や教育・保育内容だけでなく、職員配置、職員確保や人材育成の考え方等について、審査します。



※応募が多数の場合、第一次審査の得点が一定以上あった法人のみ第二次審査に進むことができます。
※法人が現に運営している幼保施設への現地調査も行います。

項目	審査方法	審査内容
第二次審査	ヒアリング審査	移管に向けた熱意や、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、また、職員の資質向上についての考え方や保護者の意向を踏まえた具体的な提案等について、審査します。



☆第一次審査及び第二次審査の総合的な評価に基づき、最も優良な法人を選定します。

⑤ 募集要項（案）について

令和2年度の取組予定

● 募集要項（案）の作成・決定

- 募集要項内容の決定は、令和2年度に開催する「奈良市幼保施設運営事業者選定委員会」で行います。

● 保護者アンケートの実施

- 保護者一人ひとりの思いを選定委員会及び応募法人へ伝えるために、保護者アンケートを実施し、募集要項や選定過程、移管後の運営にできる限り反映できるように取り組みます。



⑤ 募集要項（案）について

【募集要項とは】

奈良市の基本的な考え方を基に、より優良な法人を選定し、円滑な移行を図るために必要な事項等を定めたものです。移管先法人の募集にあたっては、この募集要項に基づいて実施していくこととなります。

募集要項項目（案）

- 1 移管予定施設
 - 2 移管年月日
 - 3 移管の方法
 - 4 応募資格**
 - 5 応募制限及び失格事項
 - 6 今後の主なスケジュール
 - 7 応募方法
 - 8 選定方法
 - 9 覚書の締結
 - 10 移管に向けた施設整備
 - 11 引継ぎ・共同保育**
 - 12 三者協議会**
 - 13 市議会における承認
 - 14 協定の締結
- ・・・等

法人からの応募書類（案）

- 1 応募申込書
- 2 法人の概要
- 3 法人が運営する施設一覧
- 4 運営施設に対する評価及び監査の状況
- 5 法人の基本理念・基本方針・目標等
- 6 応募の動機
- 7 法人の財務状況
- 8 運営にあたっての基本理念
- 9 開園日・開園時間と特別保育事業
- 10 定員設定と選考方法
- 11 職員確保と人材育成の考え方
- 12 保育教諭等の配置の考え方
- 13 園長予定者等の履歴書
- 14 収支予算計画書
- 15 保育料以外の保護者負担
- 16 施設整備計画
- 17 教育・保育計画の概要
- 18 支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応
- 19 食育及び給食提供の考え方
- 20 安全対策・危機管理体制　・・・等



⑤ 募集要項（案）について

◆移管先法人の募集の際に、保護者一人ひとりの思いを選定委員及び応募法人に伝えるため、保護者アンケートを実施したいと考えています。

参考資料

令和 年 月 日

保護者の皆様へ

奈良市 子ども政策課長

〇〇保育園の民間移管に関する保護者アンケートについて
— 募集要項等の作成にあたって —

○アンケートの趣旨

〇〇保育園の移管先法人の選定にあたり、選定委員会及び応募法人へ保護者の思いを伝えるために実施させていただく重要なものです。
そのため回答内容については、法人募集の際に**保護者の声として資料にて公表**させていただきますので、ご了承ください。

○アンケートの実施期間

令和 年 月 日（ ）までに園に設置している回収箱へ投函または、裏面連絡先へFAXにて送信してください。
お忙しいところ恐縮でございますが、ご協力よろしくお願いいたします。

1. 園運営の継承について

民間移管後の園運営について、〇〇保育園での教育・保育内容を移管先法人に継承していただくため、保護者の皆様に、**今後も大切にしたい事項**についてご意見をお聞かせください。
(例：手作りのおやつ提供・地域との連携など)

2. 新たな希望等について

民間移管後の園運営について、〇〇保育園の教育・保育を継承するとともに、さらにより良い運営を行っていくために、保育サービスの拡充など、移管先法人へ**新たに期待や希望されること**についてご意見をお聞かせください。
(例：保育時間の延長、設備の充実 など)

保護者アンケートの結果は、**全て保護者の皆さまからの声として募集要項の関係資料として提示します**

3. その他に移管先法人の選

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

連絡先
奈良市子ども未来部
子ども政策課
TEL：34-4792
FAX：34-4798

⑥ 応募資格（案）について

【応募資格について】

- 社会福祉法人や学校法人等で、応募時に認可を受けた幼保施設を運営している法人
- 奈良市と締結する協定等※に規定する条件を遵守できる法人

【応募制限・失格事項について】

有資格者であっても、選定委員等と直接または間接的に関係のある法人や虚偽の内容を記載する等の不適切な行為が認められる場合には、応募制限または失格となります。

※ 移管先法人とは、奈良市との間で協定を締結することになります。また、協定を締結した後は、移管先法人を法律に基づく『公私連携保育法人』として指定することになります。
協定で定めるべき事項は法律で定められているため、移管先法人と協定を締結することで教育・保育内容や子育て支援の取組内容等について担保されることとなります。



⑦ 三者協議会について

令和3年度の取組予定（移管先法人選定後の園運営・保育等の引継）

● 三者協議会の設置

- 円滑に民間移管が行われるよう、移管先法人が決定次第、保護者代表、奈良市、移管先法人で構成する三者協議会を設置し、協議を行い、合意形成を図ります。
- 例えば保育料以外の新たな費用が発生するサービスについては、三者協議会で協議し、保護者の同意を得た上で行うこととなります。



● 引継ぎ・共同保育の実施

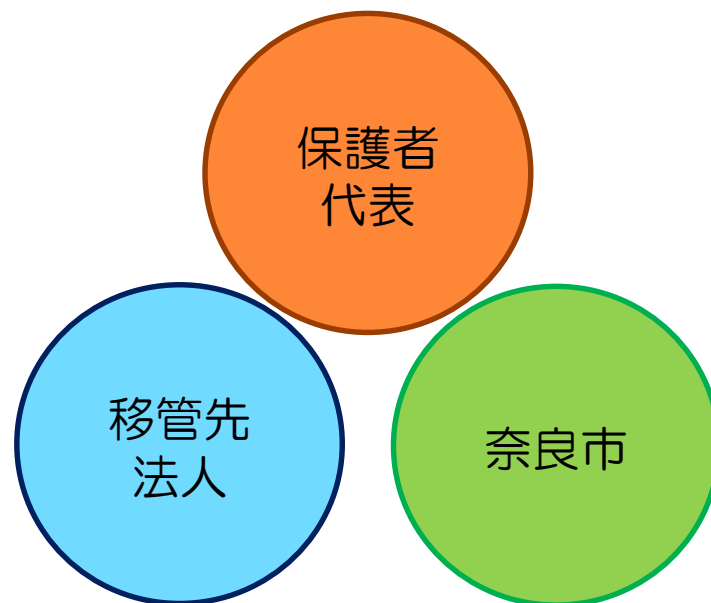
- 市立で培ってきた教育・保育内容のほか、行事、保健衛生、安全対策、地域との関係など施設運営全般について1年間かけて引継を行います。
- 園児への影響が出ないよう、移管3か月前からは園児に関する健康・発育などの記録を基に、一人ひとりの生活の様子などを移管先法人との共同保育により引継を行います。



⑦ 三者協議会について

【三者協議会とは】

移管先法人への移管に際して、移管後の園運営に関する諸事項について在園児保護者、奈良市、移管先法人の三者から構成する三者協議会を設置し、確認及び協議を行い、合意形成を図ります。



[主な協議事項（例）]

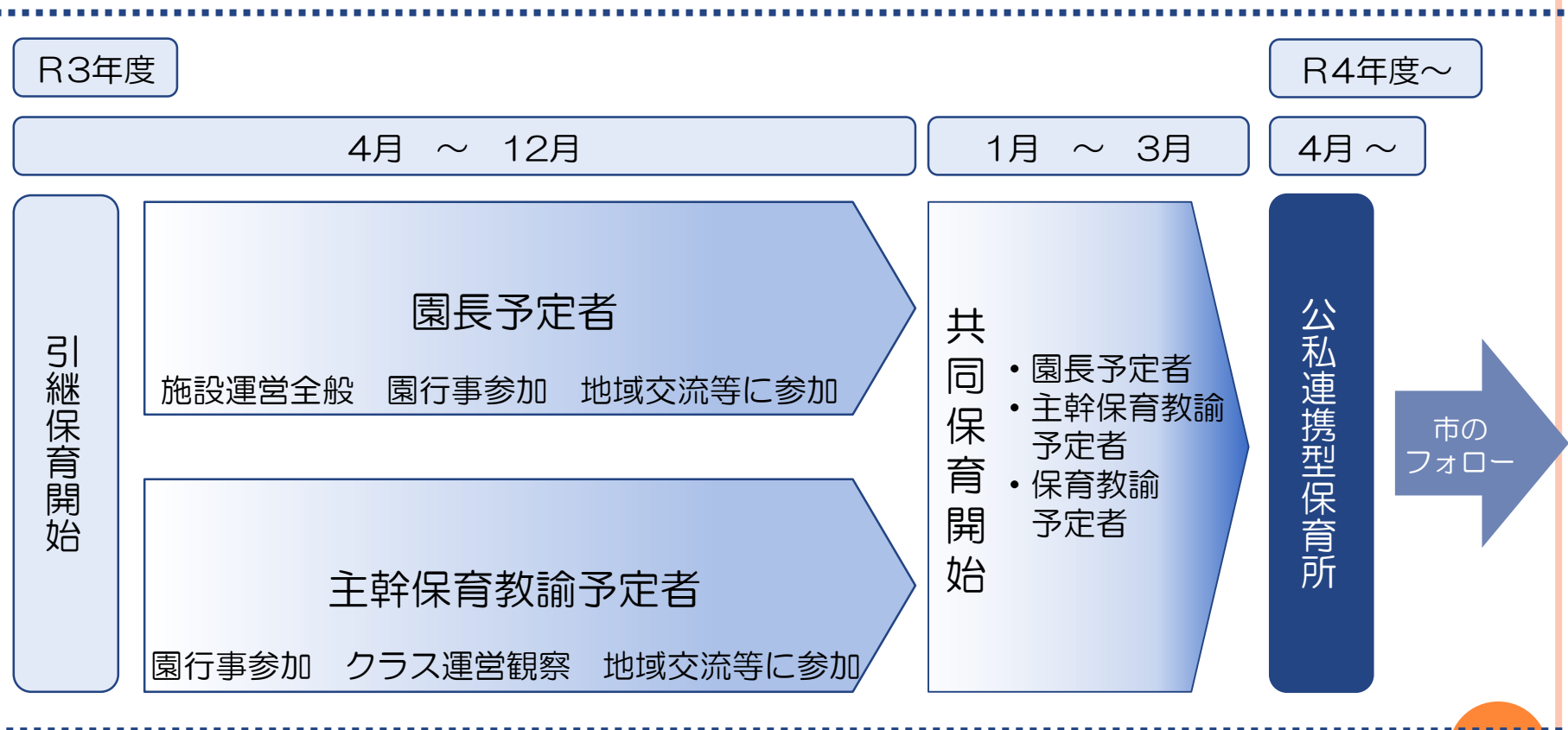
- 保育サービスの拡充について
- 保育料等以外の特別徴収について
- 新たに実施したいと考える地域との取組について



・・・等

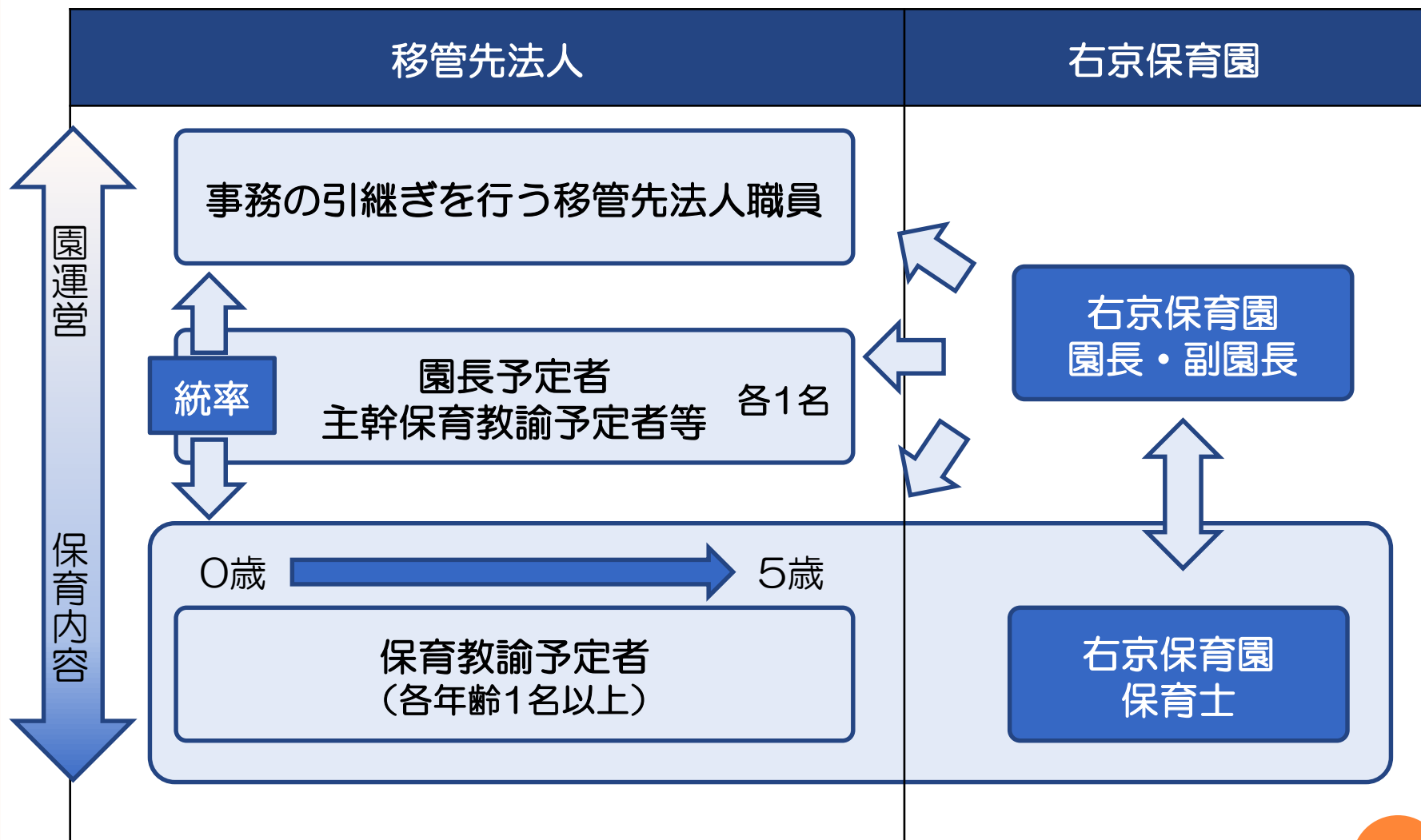
⑧ 引継保育・共同保育について

移管後も法人が協定に基づいた教育・保育を適切に実施しているのかどうか、市が指導監督を行っていきます。また、指導監督にかかわらず、民間移管後においても引き続き市職員が園を訪問することで、保護者からの相談に応じるとともに、課題が発生した場合には、三者協議会を通じて市が解決に向けて必要な調整を行います。



⑧ 引継保育・共同保育について

共同保育実施体制イメージ（右京保育園の例）



実施する保育内容については、奈良市こども園カリキュラムに沿った保育の指導計画（期間、月・週・日案等）をもとに移管先法人の職員とともに実施します。

⑨ 民間移管後の市の取組について

令和4年度以降の取組予定（民間移管後）

● 市職員によるフォロー

- ・民間移管後においても、移管先法人と締結する協定を基に、市職員が園に訪問し、協定の内容が守られているかを確認するなど、市が一定の関与を保ち、必要に応じて助言や指導を行います。

● 移管後の保護者アンケート等の実施

- ・保護者対象のアンケートも実施することにより、民間移管の検証・評価を行い、後の施設運営に活かしていきます。
- ・移管後、一定期間が経過した後に第三者評価等の受審を移管先に求めていきます。



【参考】 民間移管により変わること、変わらないこと

保育料



変わりません

保育料は、条例等に基づいて市が決定していますので、市立と私立での違いはないことから、民間に移管されることによって高くなることはありません。

その他実費負担



変わる可能性があります

保育料以外の教材費やその他実費負担については、法人によって現在の公立園の負担額から変わる可能性があります。

※ただし、新たな費用負担については三者協議会での合意が必要となります。

教育・保育内容



より充実を図ります

移管先法人に対し、十分な引継を行うことで、これまで地域や保護者の皆様と築き上げてきた園の行事や日々の教育・保育等を引き続き実施します。さらに、民間のノウハウや資源を活用することで、延長保育の拡充など、保育サービスの充実を図ります。

【参考】 民間移管により変わること、変わらないこと

施設



変わりません

園舎については、現状のまま活用となります。ただし、移管先法人によって、老朽化の改善のための施設整備を実施するなど、より充実する可能性があります。

運営の主体



変わります

運営主体は、奈良市から民間法人（社会福祉法人等）に移管しますが、締結する協定に基づいて、十分な引継期間を設定し、移管後も定期的に指導・監査を行っていきます。

保育士等の職員



変わります

市職員である保育士等から、移管先法人の職員である保育士等になることとなります。ただし、園児への影響を考慮し、十分な引継期間を設定します。また、移管対象園の非正規職員の保育士については、引き続き移管先法人の職員として園に残る場合もあります。

【参考】民間移管することにより期待される効果

民間移管することにより期待される効果

大宮保育園と同じ

保育料

基本的な保育内容

支援の必要な園児
への教育・保育



移管後に期待されるもの

先行して取り組む他の園の例

保育時間の延長

保育備品の刷新

ICTによる防犯セ
キュリティの向上

看護師の常駐

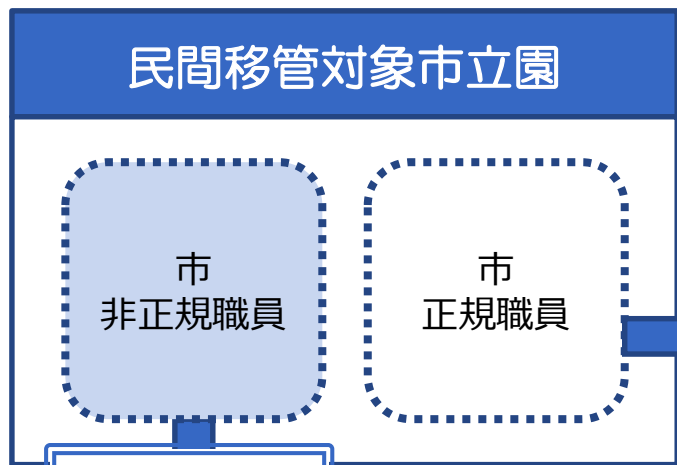
迅速な施設の修繕

市直営では
実現が困難な
園独自の
サービスアップ

民間移管し公私連携型保育所へ移行した後も、市立保育所としての園運営を基本として、これまでと変わらない教育・保育を提供することとしています。

【参考】 移管に伴う職員配置イメージ

【移管前】



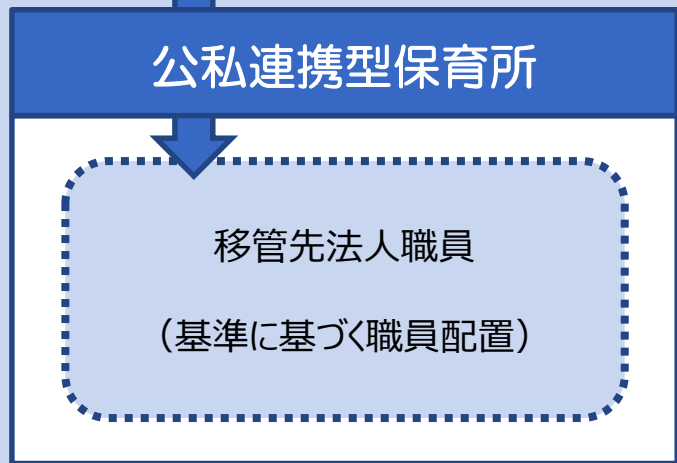
可能な限り
引き続き雇用

他の市立園へ
異動

保育士不足の解消
待機児童解消
地域の子育て支援

保育サービスの
充実・拡大

【移管後】



他の公立園

市
非正規
職員

市
正規
職員

他の公立園

市
非正規
職員

市
正規
職員

他の公立園

市
非正規
職員

市
正規
職員

[問い合わせ先について]

今後も継続的に説明会等を実施させていただきます。
また、本日の説明内容や、奈良市の取組についてご不明な点があれば、随時お問い合わせください。

子ども政策課の問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課（市役所中央棟3階）

[TEL] 34-4792

[FAX] 34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[幼保再編に関する市ホームページ]

➤ <https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/>

